高齢者虐待発見チェックシート（資料）

・虐待かどうか見極めるのは困難ですが、以下の項目に複数あてはまる場合は虐待の可能性が高いと言えます。複数のものに当てはまるほど虐待の疑いが濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があると思われます。

・高齢者等の言動に不自然だと感じることがあれば、そこに何らかのサインがあると考えられます。

・対象者や養護者だけでなく、他の家族、以前の生活や健康状態等と比較することも大切です。

1≪身体的虐待のサイン≫

チェック欄	サ　イ　ン　例
	身体に小さなキズが、あちこちに見られる。
	太ももの内側や上腕部の内側、背中などにキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざなどがある。
	頭、顔、頭皮などにキズがある。
	やけどや、やけど跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	医師や保健・福祉の関係者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	医師や保健・福祉の関係者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

2≪心理的虐待のサイン≫

	かきむしり、噛み付き、ゆすりなどがみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

3≪性的虐待のサイン≫

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血がみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間をひとりで過ごすことが増える。
	主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

4≪経済的虐待のサイン≫

	年金や財産収入などがあることは明白にもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
	資産の保有状況と衣食住等の生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える。

5≪ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）≫

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また、異臭を放っている。
	部屋に衣類やオムツなどが散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりの褥創（じょくそう）ができてきている。
	身体からかなりの悪臭がするようになってきている。
	適度な食事が準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

6≪セルフネグレクト（自己放任）のサイン≫

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、家賃等の支払を滞納している。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

7≪養護者の態度にみられるサイン≫

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾病に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

8≪地域からのサイン≫

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先が、１週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパーなどで一人分のお弁当などを頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

問合せ先：福祉推進課　高齢者専門相談係　TEL.０３（３２２８）８９５１

行方不明認知症高齢者等情報共有サイトについて

東京都では、認知症の人及び認知症の疑いのある人が徘徊等により行方不明になった場合又は徘徊等により身元不明となった認知症の疑いのある人を保護した場合に、東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイト等を活用して、広域的に情報を周知することにより区市町村を支援し、もって事態の早期解決を図っているところです。

※詳細は下記URLホームページ参照

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/yukuefumei/

中野区内で認知症高齢者が行方不明となった場合は、最寄りの警察署に届け出るとともに、中野区福祉推進課、高齢者専門相談係まで別添の書式に入力の上ご連絡ください。中野区から東京都に**行方不明認知症高齢者等情報共有サイト**に情報提供を行います。



中野区での認知症高齢者行方不明者情報取りまとめ窓口

中野区　健康福祉部福祉推進課　高齢者専門相談係

TEL.03(3228)8951

Fax.03(3228)5662

koureisyasenmonsoudan@city.tokyo-nakano.lg.jp

様式１

行方不明者捜索依頼

下記の方を捜しています。ご協力よろしくお願いいたします。

依頼日：令和　　年　月　日

氏名（ふりがな）			
性別	男 ・ 女		
生年月日（年齢）	明・大・昭　　年　　月　　日（　　歳）		
住所			
発生日時			
行方不明時の場所・状況			
・本人の行きそうな場所 ・過去、保護された場所　など			
特徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【方言・口癖】 【その他】		
服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
持ち物			
認知症	有・ 無	**警察への届出**	有・ 無
名前 ・・・ 言える・ 言えない		**住所** ・・・ 言える・ 言えない	
その他特記事項			

【連絡先】

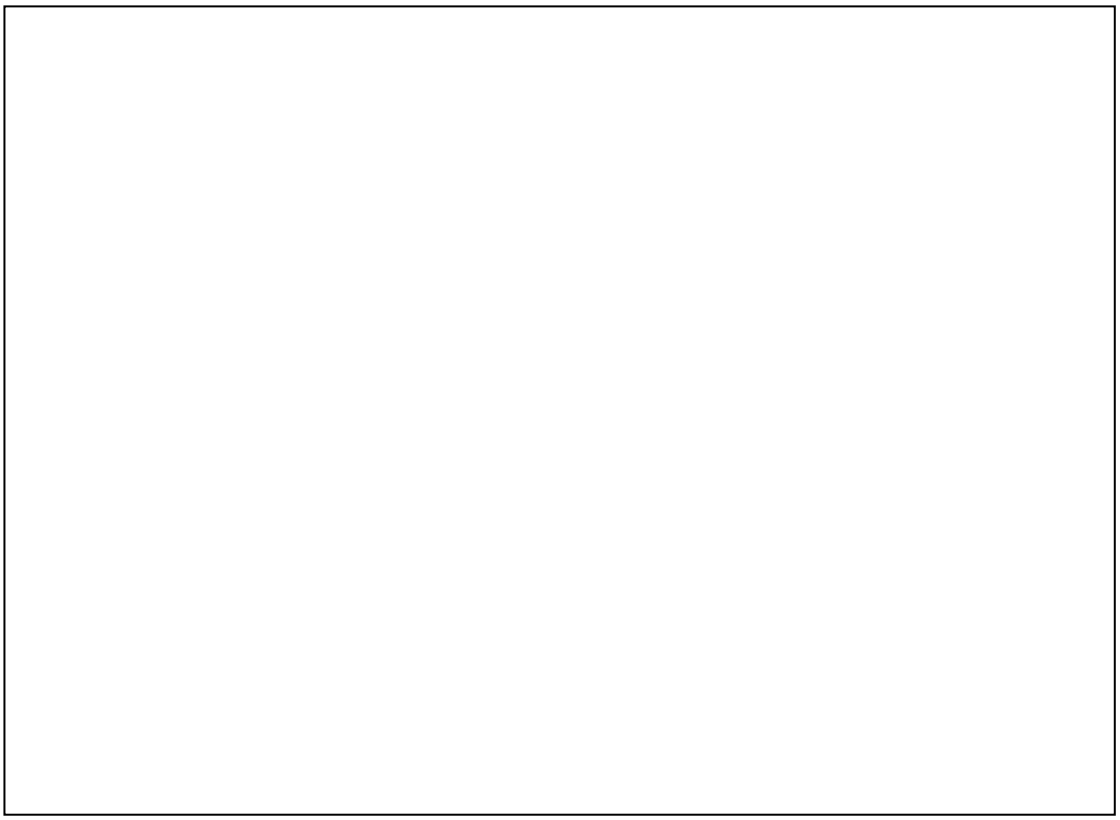
【電話】	【FAX】

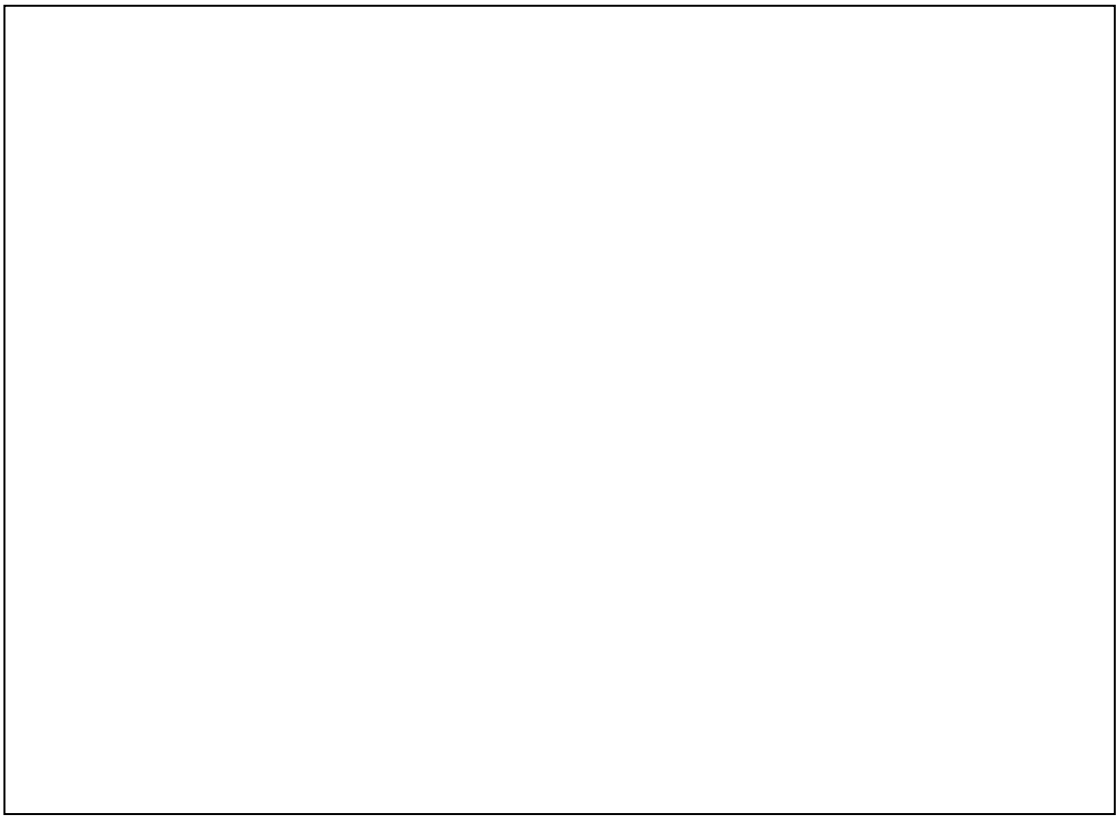
【発信元】

【電話】　　（　　）	【FAX】　　（　　）

写真添付欄

（下記の枠に収まるように





虐待かな？と思ったら

高齢者虐待が疑われる状況を発見した場合は、お近くの地域包括支援センターや中野区（高齢者専門相談係）までご相談ください。

虐待の有無などを確認し、必要に応じて高齢者や介護者等への支援を行っていきます。

なお、通報者の情報は守られますので、ご安心ください。

相談したらどうなるの？

発見者からの相談



▼



訪問等による事実確認

▼

関係機関で対応を協議



▼



本人・介護者等への支援
施設・事業者への助言・指導

地域包括支援センター

《開所時間》
月～土曜日　８時３０分～１７時
（日曜日・祝日・年末年始休み）

《電話番号》

●南中野地域包括支援センター（弥生町５－１１－２６）
TEL　０３（５３４０）７８８５

●本町地域包括支援センター（本町５－１０－４）
TEL　０３（５３８５）３７３３

●東中野地域包括支援センター（東中野１－５－１）
TEL　０３（３３６６）３３１８

●中野地域包括支援センター（中央３－１９－１）
TEL　０３（３３６７）７８０２

●中野北地域包括支援センター（松が丘１－３２－１０）
TEL　０３（５３８０）６００５

●江古田地域包括支援センター（江古田４－３１－１０）
TEL　０３（３３８７）５５５０

●鷺宮地域包括支援センター（若宮３－５８－１０）
TEL　０３（３３１０）２５５３

●上鷺宮地域包括支援センター（上鷺宮３－１７－４）
TEL　０３（３５７７）８１２３

中野区（高齢者専門相談係）

《開所時間》
月～金曜日　８時３０分～１７時
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始休み）

《電話番号》
TEL　０３（３２２８）８９５１

《住所》
中野区中野４－１１－１９　中野区役所　４階

みんなで防ごう

高齢者虐待



中野区

令和７年８月発行

区公式ＨＰ

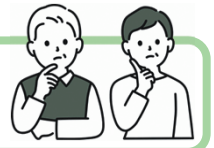
高齢者虐待ってなに？

高齢者虐待とは、高齢者が介護者等からの不当な扱いにより、権利・利益を侵害されたり、生命、健康、生活等が損なわれたりすることです。

高齢化の進行に伴い、高齢者虐待が増加傾向にあるなかで「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」)」が制定されました。

高齢者虐待防止法では、右記の５種類を高齢者虐待と定め、高齢者虐待を防止し、高齢者の権利を護るための支援について定めています。

なぜ起こるの？



高齢者虐待が起こる背景には、高齢者の認知症による混乱、介護者のストレス・疲労や社会からの孤立、経済的困窮、ニーズに合わないサービスなど、様々な原因があります。

また、無自覚に高齢者虐待に当たる行為を行ってしまっていることも少なくありません。高齢者だけでなく、養護者(介護者等)も何らかの支援が必要な状態にあると言えます。

✅チェック が一つでも当てはまれば、高齢者虐待に該当する可能性があります。
お近くの地域包括支援センターや中野区(高齢者専門相談係)までご相談ください。

身体的虐待



- 平手打ちをする、殴る、蹴る
- 本人に向けて物を投げる
- 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する
- 身体を拘束し、自分で動くことを制限したり、外から鍵をかけて閉じ込める

✅チェック
- ☐ 不自然なあざや傷がある(特に繰り返し同じ場所に)
- ☐ 骨折ややけどなどの説明がつかない外傷がある
- ☐ 介護者が高齢者に対して、叩くなどの行為をしている
- ☐ 高齢者が介護者を怖がっている様子がある

介護・世話の放棄・放任



- 必要な医療や介護サービスを拒否する
- 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する
- 徘徊や病気の状態を放置する

✅チェック
- ☐ 衣服が汚れていたり体が不潔なまま放置されている
- ☐ 栄養失調や脱水症状が見られる
- ☐ 必要な医療や介護サービスを受けていない
- ☐ 高齢者が孤立している

心理的虐待



- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 老化現象をからかう
- 侮辱を込めて、子供のように扱う
- 台所や洗濯機などの使用を制限する
- 家族や親族、友人との団らんから排除する

✅チェック
- ☐ 無視されたり、暴言を浴びせられている
- ☐ 不安・抑うつ・混乱などの精神的変化が見られる
- ☐ 他人との接触を制限されている
- ☐ 自尊心の低下や無気力な様子がある

性的虐待



- キス、性器への接触、性行為を強要する
- わいせつな映像や写真を見せる
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする

✅チェック
- ☐ 性的な言動や行為を強要されている
- ☐ 性器周辺の傷や感染症がある
- ☐ 性的な話題に対して過剰に怯える

経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を無断で使用する
- 必要な医療や介護サービスなどに費用を支払わない

✅チェック
- ☐ 年金や財産を勝手に使われている
- ☐ 必要な物品(食事・衣類・医療など)が買われていない
- ☐ 通帳や印鑑を取り上げられている